

## 文化庁「歴史の道」事業に関する研究

会員種別 ○西川 亮\*

文化財保護 歴史の道 歴史的環境  
文化庁

## 1. はじめに

## 1.1 研究背景

歴史的建造物がその地域の歴史を体現する重要な都市インフラであるように、道筋や街道もまた地域の歴史を示す重要なインフラであるといえる。歴史的建造物は明治期以降、古社寺保存法（1897）や重要文化財指定（1951）などの点的な保存に始まり、古都限定ではあったものの群としての建造物保存を目指した「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（1966）」、そして一般的な伝統的集落や町並みを保存対象とした伝統的建造物群保存地区制度（1975）へと展開を見せた。

こうした歴史的建造物保護に対する一連の動きは、当時の日本の経済高度成長や都市化、工業化によって自らの地域の伝統的な環境が失われることに対する地域の人々の危機感から生じたといえる。

一方、都市化や近代化によって失われるのは歴史的建造物のみではなかった。近代以前の地域形成や文化の移入などに影響を与え、古くから文物や人々の交流の部隊となってきた道もまた、交通近代化や都市化により拡張あるいは経路変更など様々な変容を受けてきた。

## 1.2 研究目的

こうした問題意識を踏まえ、本研究では文化庁が1970年代の開発ラッシュによって変容していく旧街道に危機感を抱き、旧街道を政策的に保全することを試みた政策である「歴史の道」に着目し、政策の思想とその後の展開について考察するものである。

## 1.3 既往研究

「歴史の道」事業に関しては、文化庁が昭和25年の文化財保護法公布以降展開してきた政策を自ら整理した「文化財保護法五十年史」においても史跡整備（交通関連遺跡の整備）の項で簡潔に触れられているに過ぎず、関連年表においては記述すら見られない。

学術論文においても「歴史の道」事業に関する言及は極めて少なく、本事業は我が国における歴史的環境保全の政策の中では十分に位置づけられているとは言えない。

## 2. 歴史の道事業の構想

歴史の道事業は、1960年代後半から文化庁内で構想があった。具体的な議論がなされるのは1976年で、1966年の「風土記の丘」構想<sup>2</sup>及び1975年の「伝統的建造物

群保存地区」の構想に続く、歴史的環境の広域的保存を目指す事業であった。1977年に予備調査を経て1978年より本格的に奥の細道（宮城県）、中山道（岐阜県）、熊野参詣道（和歌山県）を対象に事業が開始された。これらの旧街道が選定された理由は、その前から旧街道を保存しようとする動きが地域にあったからである。

## 3. 歴史の道事業の概要（1977年補助要綱）

歴史の道事業は調査費補助と整備費補助より構成された（表1）。要綱より歴史の道事業の特徴を読み解くと、次の特徴を見いだすことができる。

## 1) 調査対象区域

調査費補助の要綱では、調査対象とする区間を「(街道の)両側それぞれ約1km幅の街道等文化圏」としており、文化庁としてそのエリアを保護対象区域として認識していたことが伺える。なお、「1km幅」の根拠については不明である。また、調査対象は歴史資源の歴史的意義及び変遷だけでなく、それらがどのような保存管理の状態に置かれているのかまで整理することが求められているのも特徴である。

## 2) 保全主体と方法

整備費補助要綱の[8. 事業終了後における管理について]において、「事業終了後の「道」及びこれらに沿う地域の管理及び保全については、原則として当該市区町村において条例等を定めて行うものとする」と明記されている。これは、伝統的建造物群保存地区と同様、市町村による保存計画策定を期待したものと考えられる。

## 3) 調査から保全へのプロセス

表1 「歴史の道」事業の要綱

	「歴史の道」整備費補助	「歴史の道」調査費補助
目的	江戸時代以前の古い道・河川とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的に保存・整備し、国民が歴史に親しみ、わが国の成り立ちをふりかえる一助とする	江戸時代以前の古い道・河川等交通関係の遺跡を周囲の環境を含めて総合的に把握、調査し、国民が歴史に親しみ、わが国の成り立ちを振り返る一助とする
実施方法	国庫補助事業	国庫補助事業
対象事業者	市町村	都道府県
対象事業	1) 「道」自体の整備 2) 「道」にかかわる遺跡等の整備 3) 標識・案内板等の整備 4) 活用・管理施設等の整備	江戸時代以前の道・河川・運河等の交通路及びこれらにかかわる遺跡の調査。具体的には、 1) 道・河川・運河等及びこれらに沿う地域に残る遺跡及び歴史的な所・名勝・伝統的建造物群の分布状況と保存の実態 2) 有形文化財・無形文化財・民俗文化財・名勝(自然名勝等)・天然記念物の分布状況と保存の実態 3) 道・運河の歴史的意義・格・沿革 4) 河川の歴史の変遷 5) 道・河川・運河の周囲の環境の現状と特性 6) 道・河川・運河に沿って設置されている博物館・郷土館・資料館・史料館などの公開施設の実態と問題点 7) 江戸時代の国界・境界及び地名
補助率	補助対象経費の1/2	補助対象経費の1/2
補助金額(S53年の例)	一道路あたり15,000千円	一都道府県あたり2,500千円
事業計画	事業は三年で完了することを旨とし、原則とし初年度は「道」復旧・樹木補植・「道」にかかわる遺跡整備等を主として行い、次年度以降は活用施設・便益施設・標識・説明板設置等の整備を行う	-

歴史の道は、まず調査費補助要綱に従い街道の調査を行う。整備費補助要綱によると、基礎調査の結果、a) 開発による破壊度が少なく、「道」自体及び「道」と密接な関係を持つ歴史的遺産、自然環境等が往時の歴史的環境を良く留めていること、b) 地元の保存意欲が高い地域、から文化庁が決定した街道に関して整備費補助がなされる。整備を踏まえ、条件の整ったものを文化財（史跡）に指定する<sup>3</sup>こととされており、伝統的建造物群保存地区を含む一般的なプロセス（調査→文化財指定→整備）とは異なるプロセスを経る。

#### 4) 調査報告の重視

歴史の道調査費補助要綱は、報告書を道・運河ごとに分冊するよう明記されている<sup>4</sup>。歴史の道事業の報告書については度々文化庁内外でそれ自体が言及されており、文化庁としては旧街道を学術的・歴史的観点から整理し、それを公表することにも重点を置いていたと考えられる。

### 4. 「歴史の道」調査事業の全国展開

1978年に和歌山県熊野街道、岐阜県中山道、宮城県奥の細道を対象に始まった歴史の道事業は翌年以降、全国に展開を見せた（図1）。事業開始から10年間に22県で国庫補助による調査事業が実施され、現在までに42都道府県にて実施され数多くの報告書が刊行されている。調査事業及び整備事業を経て史跡登録に至る街道区間も存在する。

1996年に歴史の道に関する補助事業要項を「歴史の道

整備活用推進事業」に改訂した。これは、1) 歴史の道を軸として周辺文化財を取り込んだ整備・活用計画の策定、2) 指導員の養成・研修や歴史の道に関するガイドブック作成等のソフト事業を補助対象に拡充したものである。これにより、全国で歴史の道整備活用計画が策定されるようになっていく。

### 5. まとめ

歴史の道事業は、文化財保護に対する地域の自主性・主体性を重んじる思想と「風土記の丘」構想や伝統的建造物群保存地区等の1960年代から1970年代に見られた広域的保存の意図を受け継いだ事業であったと言える。

今後は、歴史の道調査・整備事業の実施が地域にもたらした変容を明らかにすることが必要である。また、1996年の国庫補助要綱改正により新たに補助対象となった歴史の道整備活用総合計画についても、各県の計画意図や計画の特徴を読み解く必要がある。

<sup>1</sup> 文化財保護法五十年史

<sup>2</sup> 歴史的風土特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する地域の文化遺産の広域保存と環境整備、資料館等の設置を行う事業のこと。

<sup>3</sup> 伊藤正義「歴史の道整備活用推進事業」より

<sup>4</sup> 報告書の構成は、1)道・河川・運河等に残る文化財及び江戸時代の国界・藩界・郡名を五万分の一地図にプロットしたもの、2)道・運河の歴史的意義、3)河川の歴史的変遷等と定められている。

図1 歴史の道調査事業の都道府県別実施年度

道庁/都府県	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012		
下段:和暦	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
北海道																																								
青森県																																								
岩手県																																								
宮城県																																								
秋田県																																								
山形県																																								
福島県																																								
茨城県																																								
栃木県																																								
群馬県																																								
埼玉県																																								
千葉県																																								
東京都																																								
神奈川県																																								
新潟県																																								
富山県																																								
石川県																																								
福井県																																								
山梨県																																								
長野県																																								
岐阜県																																								
静岡県																																								
愛知県																																								
三重県																																								
滋賀県																																								
京都府																																								
大阪府																																								
兵庫県																																								
奈良県																																								
和歌山県																																								
鳥取県																																								
島根県																																								
岡山県																																								
広島県																																								
山口県																																								
徳島県																																								
香川県																																								
愛媛県																																								
高知県																																								
福岡県																																								
佐賀県																																								
長崎県																																								
熊本県																																								
大分県																																								
宮崎県																																								
鹿児島県																																								
沖縄県																																								

凡例: ■ 「歴史の道」調査事業実施年度  
斜線 : 調査事業が実施が確認されていない道府県

月刊文化財、「歴史の道」調査報告書集成等より作成